

## 悪臭防止法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	市街化調整区域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1		2			長野市が告示
松本市	臭気指数規制により市全域を指定 (H15.9.1 施行)															松本市が告示	
上田市	1			1	1	1	1	1	1	1	1		1	2*			上田市が告示
岡谷市	1			1		1	1	1	1	1	1		1	2			岡谷市が告示
飯田市	1			1		1	1	1	1	1	1			2*			飯田市が告示
諏訪市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			2			諏訪市が告示
須坂市	臭気指数規制により市全域を指定 (H26.4.1 施行)															須坂市が告示	
小諸市	1			1		1	1	1	1	1	1			2			小諸市が告示
伊那市	1			1	1	1	1	1	1	1	1			2			伊那市が告示
駒ヶ根市	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			2			駒ヶ根市が告示
中野市	1			1	1	1	1		1	1	1			2			中野市が告示
大町市	臭気指数規制により中部山岳国立公園を除く市全域を指定 (H26.10.1 施行)															大町市が告示	
飯山市	1			1		1			1	1	1						飯山市が告示
茅野市	1			1	1	1	1	1	1	1	1			2			茅野市が告示
塩尻市	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			2	2*		塩尻市が告示
佐久市	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			2			佐久市が告示
千曲市	1			1	1	1	1	1	1	1	1			2			千曲市が告示
東御市													1			2	東御市が告示
安曇野市	臭気指数規制により市全域を指定 (H27.10.1 施行)															安曇野市が告示	
下諏訪町	1			1	1	1			1	1	1						最終改正 H8.4.4 県告示第 321 号
辰野町												1					
坂城町	1			1	1	1	1	1	1		1		1	2		2	

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条第3項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中の1及び2は、それぞれ第1地域及び第2地域を表す。
- \*は一部地域を除くことを表す。
- 指定状況は令和2年3月31日現在

### 規制地域の指定区分

区分	地 域
第1地域	1 都市計画法の規定に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらの地域に相当する地域 2 学校、病院の周辺の地域
第2地域	1 都市計画法の規定に基づく工業地域及びこれらの地域に相当する地域 2 都市計画法の規定に基づく工業専用地域のうち、悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められる地域 3 第1地域並びに第2地域の1及び2を除く地域で悪臭に対する順応のみられる地域